



株式会社バッキーノ 旅行条件書

【 手配旅行 】

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

2. 手配旅行契約

(1) 手配旅行契約（以下「旅行契約」）とは、株式会社バッキーノ（以下「当社」）が手配する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と手配旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 旅行契約とは、当社がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。

(3) 旅行代金とは当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金（変更手数料金及び取消手数料金を除きます。）をいいます。

(4) 旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書および当社旅行業約款手配旅行契約の部（以下「当社約款」といいます。）によります。

(5) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適當の事由により、運送・宿泊等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の旅行業務料金を支払わなければなりません。

(6) 当社は、手配旅行契約の履行にあたって、手配の全部または一部を日本国内または日本国外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社と旅行契約を締結しようとするお客様は、当社所定の旅行契約申込書に所定の事項をご記入のうえ、当社が定める金額のお申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとします。お申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当社に支払う金銭の一部として取り扱います。
- (3) 当社は、本項(1)(2)に関わらず申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。この場合において、旅行契約の成立時期は、手配旅行契約の締結を承諾する旨を記載した書面を電子メールの場合はお客様に届いた時点と致します。

4. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増加または減少は構成者に帰属するものとします。

5. お申し込み条件

- (1) お申し込み時点で20歳未満の方は、保護者の同意書が必要です。
- (2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨旅行のお申し込み時にお申し出

ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) お客様のお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とさせていただきます。

(5) その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 契約書面のお渡し

(1) 手配旅行契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

(2) 契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(3) 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときにお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

7. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金の額は、契約書面に記載します。

(2) 旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

(3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更します。この場合において、旅行代金の増加または減少は、お客様に帰属するものとします

8. 旅行契約内容の変更

(1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

(2) 本項(1)により手配旅行契約の内容を変更する場合、お客様は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

(3) 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明致します。

9. 契約の解除

(1) お客様による任意解除

A. お客様は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

B. 手配旅行契約が解除されたときは、お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(2) お客様の責に帰すべき事由による解除

当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。

A. お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。

B. 手配旅行契約が解除されたときは、お客様は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(3) 当社の責に帰すべき事由による解除

A. お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

B. 手配旅行契約が解除されたときは、当社は、お客様が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

10. 当社の責任

(1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、本項(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

11. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様は、損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

12. 海外危険情報について

渡航先によっては「外務省海外危険情報」等、国・地域に関する情報が発出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>」等でご確認ください。

13. 保健衛生について

渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染情報ホームページ」：
<http://www.forth.go.jp/>」等でご確認ください。

14. 海外旅行保険への加入について

ご旅行中に病気やけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります、これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入されることをおすすめします。

15. 個人情報の取り扱い

(1) 当社は、旅行申込みの際にお申し出いただいた個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し出いただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。その他当社は、当社の営業案内、アンケートのお願い、特典サービスの提供、マーケティング活動、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります

(2) 当社は、お申し出いただいた旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続等に必要範囲内で、運送・宿泊機関等および手配代行者に対し、お客様の個人情報を電子的方法等で送付することにより提供いたします。

(3) 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名および搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、ご出発前までにお申出ください。

16. 約款準拠

本旅行条件説明書に記載のない事項は、当社旅行業約款手配旅行契約の部に定めるところによります。